

～海外情報～

2011年10月14日 全15頁

# 英国、最大で17%から20%の自己資本比率要求へ

ロンドンリサーチセンター  
鈴木利光

## 独立銀行委員会最終報告：リングフェンス及び「UK フィニッシュ」の提案

### [要約]

- 2011年9月12日、英国の独立銀行委員会（ICB）は、金融の安定化と競争を促進するための改革案の最終報告を公表している。
- 最終報告は、中間報告で提示された、UK リテール・バンキングのリングフェンス及び損失吸収力の強化の方向性を維持しつつ、それらをより詳細に提示した内容となっている。
- リングフェンスされた銀行（リングフェンス銀行）は、個人及びSMEからの預金預入を行う必要がある一方で、インベストメント・バンキングやEEA外の顧客向けのサービスを行ってはならない。それ以外の、大手法人顧客向けのサービスは、リングフェンス銀行ごとに、その実行の有無を選択することができる。
- ユニバーサル・バンクにおけるリングフェンスは、リングフェンス銀行をグループ子会社とすることで足りる「グループ内分離」である。ただし、リングフェンス銀行は、単体ベースで自己資本規制を遵守する必要がある。
- 大手リングフェンス銀行に対しては、最大で10%以上の普通株資本の維持を要求する（対リスク・アセット）。
- 監督当局は、UK ヘッドクォーターのG-SIBs、及び大手リングフェンス銀行に対し、最大で3%の破綻処理バッファを賦課することができる（対リスク・アセット）。
- 結果として、UK ヘッドクォーターのG-SIBs、及び大手リングフェンス銀行に対しては、最大で17%から20%以上の自己資本比率の維持を要求する（対リスク・アセット）。その場合の自己資本比率の内訳には、ベイルイン・ボンドが含まれる。
- こうした自己資本比率規制は、バーゼルⅢ（及びG-SIBs サージ）の要求を上回るものであり、かつ、リングフェンスの提案ともあいまって、「UK フィニッシュ」とでも呼べるような、独自の様相を呈している。
- ICB は、最終報告で提案したリングフェンス及び損失吸収力の強化の施行時期を、バーゼルⅢに合わせて、2019年1月と提示している。オズボーン財務相は、これを受けて、現政権の任期が満了する2015年5月までに最終報告の提案を法制化する旨述べている。

## [目次]

■ <u>1. はじめに</u> .....	2
■ <u>2. リングフェンス</u> .....	2
■ <u>3. 損失吸収力の強化</u> .....	7
■ <u>4. 施行時期</u> .....	14
■ <u>5. コンプライアンス・コスト</u> .....	14
■ <u>6. おわりに</u> .....	14

## 1. はじめに

英ICB、金融改革案の  
最終報告を公表

2011年9月12日、英国の独立銀行委員会（ICB: Independent Commission on Banking）は、金融の安定化と競争を促進するための改革案の最終報告、「Final Report - Recommendations」を公表している<sup>1</sup>。

中間報告で提示され  
た改革案をより詳細  
に提示

最終報告は、2011年4月11日に公表された中間報告<sup>2</sup>で提示された、UK リテール・バンキングのリングフェンス（以下、単に「リングフェンス」という）及び損失吸収力の強化（以上、金融の安定化を促進するための改革案）、そしてUK リテール市場の競争促進のための改革案<sup>3</sup>の方向性を維持しつつ、それらをより詳細に提示した内容となっている。

金融の安定化に対す  
るICBのアプローチ

金融の安定化を促進するための改革案における ICB のアプローチは、①銀行の損失吸収力の強化、②銀行の破綻処理を容易かつ低コストにすること、③過度のリスクテイクに対するインセンティブを抑制すること、の3点に集約される。

本稿では、最終報告のうち、金融の安定化を促進するための改革案の概要を簡潔に説明するものとする。

## 2. リングフェンス

## (1) リングフェンスの目的

リングフェンス＝UK  
リテール・バンキング  
の分離

リングフェンスとは、一般的に、バンキング（銀行業務）において、UK リテール・バンキングを、インベストメント・バンキングから分離することをいう。この分離の程度、すなわちリングフェンスの「高さ」については、後述する。

「リングフェンス銀  
行」

ここで、銀行のうち、リングフェンスされたUK リテール・バンキングを行う銀行を「リングフェンス銀行」、それ以外の銀行を「ノン・リングフェンス銀行」と表記するものとする。

その継続的な提供が  
不可欠なサービスの  
分離

リングフェンスの目的は、バンキングのうち、その継続的な提供が経済及び当該銀行の顧客にとって不可欠なサービスを、その他のバンキングに付随する事象の影響から保護し、当該銀行の破綻時にも維持するべく、分離することにある。

1 ICB ウェブサイト参照 (<http://bankingcommission.independent.gov.uk/>)

2 2011年4月11日に公表された中間報告の概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「英国、リテール銀行部門に資本サーチャージ？」（鈴木利光）[2011年4月28日]

3 UK 銀行セクターにおける競争の欠如への対策については、以下のレポートも参照されたい。

◆大和総研レポート「英国、銀行と政府の平和協定（Project Merlin）」（鈴木利光）[2011年7月12日]

デザインの方針：

- 納税者負担なき破綻処理
- 家計及びSMEへのサービスの保護
- 政府保証の削減

この目的を達成すべく、リングフェンスは、以下のミッションを最低コストで遂行するようデザインされるべきであるとしている。

- 危機に陥った銀行（リングフェンス銀行及びノン・リングフェンス銀行の双方）を容易に、かつ納税者の負担なしに破綻処理すること
- 家計及び中小企業（SME）にとって不可欠なバンキング・サービスを、金融システムのその他の部分において発生した問題から保護すること
- 財政へのリスクを緩和し、銀行の過度なリスクテイクを抑制すべく、政府保証を削減すること

## (2) リングフェンスの適用範囲

「UKの銀行」

リングフェンスの適用範囲は、「UKの銀行<sup>4</sup>」である。

銀行グループのUK子会社

これには、銀行グループ（ヘッドクォーターの所在を問わない）のUK子会社も含まれる。

× 海外子会社

UK銀行グループの海外子会社は、リングフェンスの適用範囲に含まれない。

## (3) リングフェンスのデザイン

### ① キーとなる概念：「ロケーション」と「高さ」

リングフェンスのデザインにおいてキーとなる概念は、その「ロケーション」と「高さ」である。

「ロケーション」：

- 強制サービス
- 禁止サービス
- 許容サービス

リングフェンスの「ロケーション」は、いずれのバンキングがリングフェンス銀行にて行われることを強制されるか、禁止されるか、または許容されるかという問題を指す。ここで、リングフェンス銀行にて行われることが強制されるバンキング（すなわち、リングフェンス銀行のみが行うことのできるバンキング）を「強制サービス」、リングフェンス銀行にて行われることが禁止されるバンキング（すなわち、ノン・リングフェンス銀行のみが行うことのできるバンキング）を「禁止サービス」、そして、リングフェンス銀行にて行われることが許容されるバンキング（すなわち、リングフェンス銀行とノン・リングフェンス銀行の双方が行うことのできるバンキング）を「許容サービス」と表記するものとする。

「高さ」：

- 法律又は運営上のリンク
- エコノミック・リンク

リングフェンスの「高さ」は、リングフェンスにおける分離の程度の問題を指す。これは、主に、（リテール・バンキング、ホールセール、インベストメント・バンキングを総合的に運営する）ユニバーサル・バンク形態の銀行グループをターゲットとして想定した議論といえる。例えば、リングフェンス銀行とノン・リングフェンス銀行を同一銀行グループ内で運営することを禁ずる「完全分離」なのか、リングフェンス銀行をグループ子会社とすることで足りる「グループ内分離」<sup>5</sup>なのか、という問題である。最終報告では、分離の程度を示す指標として、

4 最終報告でいう「銀行」は、「預金取扱金融機関」を指している。そのため、ビルディング・ソサイエティ（住宅金融組合）もこれに含まれる。

5 「グループ内分離」の例としては、銀行と保険会社の協業ビジネス・モデルである「バンカシュアランス (bancassurance)」が挙げられる。銀行グループはそのリテール窓口で保険商品を販売することができるが、保険セクターを子会社として「分離」しなければならない。

「法律又は運営上のリンク」、「エコノミック・リンク」が挙げられている。

## ② 「ロケーション」

### 強制サービス

強制サービスは、以下の性質をともに有するものが該当する。

- たとえ一時的な停止であっても重大なエコノミック・コストをもたらす
- 顧客にそのような停止に備えるべきがない

### (EEA内の) 個人及び SMEからの預金預入 (当座貸越付)

最終報告は、このような性質を有するものとして、以下のものを挙げている。

- a) (欧州経済領域 (EEA) <sup>6</sup>内の) 個人からの預金預入 (オーバードラフトあり)
- b) (EEA 内の) SME からの預金預入 (オーバードラフトあり)

### 禁止サービス

禁止サービスは、以下の性質のうちいずれかを有するものをいう。

- リングフェンス銀行の破綻処理を著しく困難に、かつ/又は高コストにする
- グローバルな金融市場に対するリングフェンス銀行のエクスポージャーの拡大を直接にもたらす
- (顧客への決済サービスに不可欠でないうに) リングフェンス銀行にリスクをとらせるもの、または非金融セクター内における預金者等と借手の間の資金仲介を直接に行うもの
- その他、リングフェンスの目的達成を脅かすもの

### トレーディング等の インベストメント・バン キング、金融機関向 けサービス、EEA外の 顧客向けのサービス

最終報告では、禁止サービスには、少なくとも、以下のものが含まれるべきであるとされている。

- a) EEA 外の顧客に向けたあらゆるサービス
- b) リングフェンス銀行以外の金融機関<sup>7</sup> (ノン・リングフェンス銀行及びノンバンク<sup>8</sup>) に対するエクスポージャーの拡大をもたらすサービス (決済サービスを除く)
- c) トレーディング勘定資産の計上をもたらすサービス
- d) 市場リスクに対する所要自己資本の保有義務をもたらすサービス
- e) カウンターパーティー・リスクに対する所要自己資本の保有義務をもたらすサービス (デリバティブの購入又はオリジネーション等)

6 欧州経済共同体 (EEC) と欧州自由貿易連合 (EFTA) にまたがる経済領域をいう。両者は、1972 年に自由貿易協定を締結し、さらに 1994 年 1 月には、双方にまたがる広範な共同市場を目指す欧州経済領域 (EEA) を発足させている。EU27 カ国にノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインを加えた計 30 カ国によって構成される。

7 同一銀行グループ内の金融機関は除く。グループ内エクスポージャーの制限については、エコノミック・リンクの説明箇所を参照されたい。

8 本稿で「ノンバンク」という場合、預金業務を行わない金融機関 (ノン・リングフェンス銀行を除く) を総称するものとし、消費者金融やリースにその範囲を限定しないものとする。

- f) セカンダリー市場の活動に関連するサービス（ローン又は証券の購入等）
- g) 株式・債券の引受サービス

#### 許容サービス

許容サービスは、強制サービス及び禁止サービスに該当しないものということになる。銀行は、許容サービスをリングフェンス銀行で行うか、それともノン・リングフェンス銀行で行うかを、柔軟に選択することが認められる。

#### （EEA内の）大手非金融機関向けのサービス

最終報告では、許容サービスの例として、以下のものが挙げられている。

- a) EEA 内の顧客（個人及び SME を除く）からの預金預入
- b) EEA 内の顧客への決済サービスの提供
- c) EEA 内の個人及び非金融機関に対する融資（モーゲージ、クレジットカード等）、トレード・ファイナンス及びプロジェクト・ファイナンスの提供

#### 強制18%、禁止64%、許容18%

ICB の見積りによると、UK の銀行におけるそれぞれのサービスの資産割合は、強制サービスが 18%、禁止サービスが 64%、許容サービスが 18%とされている（2010 年末時点）。

### ③ 「高さ」

#### 法律上又は運営上のリンク

法律又は運営上のリンクとしては、以下の基準が挙げられている。

- リングフェンス銀行は、独立の法的主体（separate legal entities）でなければならない
- リングフェンス銀行が（部分的にでも）所有する金融機関は、強制サービス及び許容サービスのみ行うことができる
- リングフェンス銀行を傘下に置く銀行グループは、グループ内のノン・リングフェンス銀行の財政状況に関わらず、リングフェンス銀行がその業務を継続的に行うことを保障する体制を構築しなければならない
- リングフェンス銀行は、使用するすべての決済システムの会員となるか、もしくは他のリングフェンス銀行を代理決済主体として用いなければならない

#### 「完全分離」ではなく「グループ内分離」

このように、リングフェンス銀行は独立の法的主体（separate legal entities）であれば足り、ノン・リングフェンス銀行と同一の銀行グループ内に配置されることが許容されている。すなわち、ICB が提案するリングフェンスの「高さ」は、リングフェンス銀行とノン・リングフェンス銀行を同一銀行グループ内で運営することを禁ずる「完全分離」ではなく、リングフェンス銀行をグループ子会社とすることで足りる「グループ内分離」である。

#### 持株会社形態、または親銀行形態

リングフェンス銀行を子会社とする銀行グループは、持株会社（ホールディング・カンパニー）形態、そして親銀行（禁止サービスを行う銀行を含む）形態が想定されている。リングフェンス銀行は、企業（その他のリングフェンス銀行を除く）の親会社となることは認められない。

## ユニバーサル・バンク のメリットは維持

ICBは、この「グループ内分離」により、その継続的な提供が不可欠なサービスを分離するというリングフェンスの目的を達成しつつ、ユニバーサル・バンクの有する“one-stop shop”というメリットを維持することができるとしている。

## エコノミック・リンク

エコノミック・リンクとしては、以下の基準が挙げられている。

- 銀行グループ内におけるリングフェンス銀行とノン・リングフェンス銀行との間の関係は、規制目的上、第三者との間の関係より優遇されてはならない
- 銀行グループ内におけるリングフェンス銀行とノン・リングフェンス銀行との間のすべての取引に対し、アームズ・レングス・ルールが適用される
- 上記二つの基準が現行規制の適用によっては保障されない場合、追加規制の策定が検討されるべきである
- 銀行グループ内におけるリングフェンス銀行とノン・リングフェンス銀行との間の資産売買は、市場価格に基づいてなされる
- リングフェンス銀行が同一銀行グループ内のノン・リングフェンス銀行から資産を購入する場合、当該資産は、ノン・リングフェンス銀行が許容サービスによって取得したものでなければならない
- リングフェンス銀行は、単体ベースで、自己資本規制を遵守する
- リングフェンス銀行において、自己資本規制の違反に繋がる資本移転（配当支払等）は、（明確な規制上の承認がない限り）認められない
- リングフェンス銀行の取締役会は独立性を有する（同一銀行グループ内における他の企業との間の取締役の重複は、一名を超えてはならない）
- リングフェンス銀行は、単体ベースで、規制上の開示を行う
- リングフェンス銀行及びその親会社の双方の取締役会は、リングフェンスのデザイン（「ロケーション」及び「高さ」）が常に遵守されている状態を維持しなければならない

## 単体ベースで自己資本 規制遵守

このように、リングフェンス銀行は、単体ベースで、自己資本規制を遵守することとされている。これは、大手リングフェンス銀行に対する資本サーチャージ（後述参照）の前提となる点に留意されたい。

### 3. 損失吸収力の強化

#### (1) 議論の背景

金融危機時のベイルアウトが議論のきっかけ

金融危機時においては、数多くの銀行が公的セクターによる、すなわち納税者負担による銀行の救済（ベイルアウト）を受けた結果、多くの債権者がベイルアウト銀行の破綻による損失を被らなかった。そのため、こうした事態を是正すべく、銀行の規制資本の損失吸収力を強化すべきであるという議論が国際的になされてきた<sup>9</sup>。

最終報告で提示された手法

これを受けて、ICB もまた、国際的な金融安定化の議論の発展に資するべく、損失吸収力の強化を実現するための手法を検討している。最終報告では、損失吸収力を強化すべく、以下の手法を提示している。

- リングフェンス・バッファ
- レバレッジ比率
- ベイルイン
- PLAC (Primary Loss-Absorbing Capacity)
- 破綻処理バッファ
- 預金者優先

以下、それぞれの手法を簡潔に説明するものとする。

#### (2) リングフェンス・バッファ

大手リングフェンス銀行が対象となる

最終報告は、リングフェンス・バッファとして、以下のような提案をしている。

- リスク・アセット (RWAs: Risk-Weighted Assets) の対 UK GDP 比が 3%以上のリングフェンス銀行は、10%以上の普通株資本を維持しなければならない (対 RWAs)
- RWAs の対 UK GDP 比が 1%以上 3%以下のリングフェンス銀行は、7%以上 10%以下 (スライド) の普通株資本を維持しなければならない (対 RWAs)

<sup>9</sup> 損失吸収力の強化に関する議論の概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「英国、リテール銀行部門に資本サーチャージ？」（鈴木利光）[2011年4月28日]

「資本サーチャージ」 これは、バーゼルⅢ（普通株等 Tier1 比率 7%以上）をベースとした場合、「資本サーチャージ」（普通株等 Tier1 比率の上乗せ）と言い換えることが可能である<sup>1011</sup>。

ノン・リングフェンス銀行には国際レベルを上回る資本サーチャージは賦課しない ICB は、インベストメント・バンキングを行うノン・リングフェンス銀行に対しては、国際的な議論で合意されたレベルを上回る資本サーチャージを賦課すべきではないとしている。この理由として、インベストメント・バンキングの運用には、破綻処理枠組みが確立しているということを挙げている。

上記リングフェンス・バッファの算出方法等については、次の図表 1 を参照されたい。

図表 1 リングフェンス・バッファ

リングフェンス銀行の規模 (RWAs/UK GDP)	リングフェンス・バッファ (普通株/RWAs)	普通株比率(対 RWAs) (Minimum)※	該当するリングフェンス 銀行(サンプル)
<1%	0%	7%(≒バーゼルⅢ)	下記以外
1%~3%	$3/2 \times (\text{RWAs/UK GDP} - 1\%)$ (=0%~3%)	7%+リングフェンス・バッファ (=7%~10%)	Co-op, Clydesdale Bank
>3%	3%	10%	Barclays, HSBC, LBG, RBS, Santander UK, Nationwide

(※) カウンターシクリカルな資本バッファは考慮に入れないものとする。

(出所) ICB 資料を参考に大和総研ロンドンリサーチセンター作成

4大銀行傘下のリングフェンス銀行に対しては普通株比率10%以上の維持を要求 このように、ICB は、英国 4 大銀行 (Barclays、HSBC、Lloyds Banking Group (LBG)、Royal Bank of Scotland (RBS)) をはじめとする大手銀行グループ傘下のリングフェンス銀行に対しては、リングフェンス・バッファ3% (3%の資本サーチャージ)、普通株比率 10%以上の維持を要求している (対 RWAs)。

G-SIBsサーチャージとの関連性 ここで、リングフェンス・バッファと、バーゼル銀行監督委員会 (バーゼル委) が検討している「グローバルにシステム上重要な銀行 (G-SIBs: Global Systemically Important Banks)」に対する資本サーチャージ (G-SIBs サーチャージ: 1%~2.5%)<sup>12</sup>との関連性が問題となる。

10 厳密にいうと、バーゼルⅢにおいては、「普通株」ではなく、「普通株等 Tier1 (普通株+内部留保)」である点が異なる。もっとも、ICB が用いる「普通株」は、バーゼルⅢの「普通株等 Tier1」とほぼ同義であると考えて問題ないものと思われる。バーゼルⅢの概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研調査季報 2011 年 春季号 Vol.2 「バーゼルⅢ最終規則とジョイント・フォーラム報告書『リスク合算モデルの発展』の概要」 (菅谷幸一)

◆大和証券キャピタル・マーケットレポート「バーゼル3の詳細ルール公表」 (瀧文雄) [2010年12月17日]

◆大和総研レポート「バーゼル新規制、概要固まる<訂正版>」 (吉井一洋) [2010年9月14日]

11 ICB が提案する 3%のリングフェンス・バッファと、EU 自己資本規制 (CRDIV) の法案が提唱する “Single Rule Book” との整合性については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「EU、バーゼルⅢ導入の法案公表 (CRDIV)」 (鈴木利光) [2011年8月2日]

12 G-SIBs に対する資本サーチャージの議論の概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「バーゼル委、上乗せ資本規制に最終合意」 (金本悠希) [2011年9月29日]

◆大和総研レポート「大規模銀行に対する追加的資本規制案」 (金本悠希) [2011年7月22日]

◆大和証券キャピタル・マーケットレポート「金融規制の動向 G-SIFIs についての市中協議案が公表。対象は 28 行の予定」 (瀧文雄) [2011年7月20日]

いずれか高いほうのみが適用される

ICBは、仮にリングフェンス銀行が、単体ベースで、リングフェンス・バッファとG-SIBsサーチャージの双方の適用対象となる場合、それらを合算するのではなく、いずれか高いほうのみが適用されるべき旨提案している。この提案に従えば、UKリングフェンス銀行に過剰な負担を課すことにならず、かつ、G-SIBsサーチャージに違反することにもならないため、妥当な結論といえよう。

Barclays、HSBC、RBS =G-SIBs (2.5%のサーチャージ) か

金融安定理事会 (FSB) は G-SIBs (28 行の予定) を公表していないが、報道では、英国 4 大銀行のうち、Barclays、HSBC、RBS が 2.5%の G-SIBs サーチャージの対象行に該当するものと推測されている<sup>13</sup>。

より高いリングフェンス・バッファ3%のみが適用される

もっとも、上記の3行は、最終報告ではリングフェンス・バッファ3%の対象となっていることから (図表1参照)、より高い3%のリングフェンス・バッファのみが適用されるということになる。

### (3) レバレッジ比率

大手リングフェンス銀行に対するレバレッジ比率の加重

最終報告は、レバレッジ比率 (資本/総資産) について、以下のような提案をしている。

- すべての UK ヘッドクォーター銀行及びすべてのリングフェンス銀行は、最低3%のレバレッジ比率 (Tier1 ベース) を維持しなければならない
- RWAs の対 UK GDP 比が 1%以上のリングフェンス銀行は、上記の最低レバレッジ比率をスライド式に加重しなければならない (最大 4.06%) 。

原則：バーゼルⅢのレバレッジ比率を踏襲

上記、すべての UK ヘッドクォーター銀行及びすべてのリングフェンス銀行を対象とした最低3%のレバレッジ比率 (Tier1 ベース) については、バーゼルⅢの提案 (2013年1月から2017年1月までの試行期間中に3%の最低Tier1レバレッジ比率をテストし、2018年1月から第一の柱の下での取り扱いに移行する予定) を踏襲したものといえる。

これに対し、RWAsの対UKGDP比が1%以上の大手リングフェンス銀行を対象としたレバレッジ比率の加重は、ICBオリジナルの提案といえる。

レバレッジ比率の加重 (スライド式) の算出方法

このレバレッジ比率の加重 (スライド式) は、バーゼルⅢのTier1比率8.5% (最低所要水準 6%+資本保全バッファ2.5%) 及びレバレッジ比率 3%をベースとして、次のような式で算出される。

$$(8.5\% + \text{RWAs/UK GDP}) / 8.5\% \times 3\%$$

最低レバレッジ比率は最大で4.06%

リングフェンス・バッファの場合と同様に、RWAsの対GDP比が3%以上である場合、3%を上限として計算する。したがって、最低レバレッジ比率は、最大で4.06% (=11.5% / 8.5% × 3%) となる。

13 FT.com “Global banks scored on capital requirements” [2011年7月21日]参照

#### (4) ベイルイン

ベイルアウトの反意語（債権者負担）

「ベイルイン」とは、ベイルアウト（ここでは、公的セクターによる、すなわち納税者負担による銀行の救済の意味）の反意語であり、銀行の破綻処理の際にその債権者に損失を負担させるという概念を指す<sup>14</sup>。

ベイルイン債務（株式への転換又は元本削減）

こうした特徴を有する「ベイルイン債務」とは、銀行の実質的な破綻時（破産（insolvency）に至る前の段階）に、株式への転換又は元本削減により、債権者にその損失を負担させる仕組みを持つ債務をいう<sup>15</sup>。

類似の損失吸収ツール：コンティンジェント・キャピタル

ベイルイン債務と類似する損失吸収ツールとしては、「コンティンジェント・キャピタル」が挙げられる。コンティンジェント・キャピタルとは、一定のトリガー事由が発生した場合に、強制的に株式に転換される（いわゆる“CoCos”）、もしくは元本が削減されるという条項（コンティンジェント・キャピタル条項）が付された証券をいう<sup>16</sup>。

規制当局の介入の有無が相違点？

ICBは、両者の相違点として、ベイルイン債務が（トリガー事由を事前に特定せず、）規制当局による介入を前提としている点を挙げている。もっとも、コンティンジェント・キャピタルがそのトリガー事由を（例えば、「普通株等 Tier1 比率が一定水準を下回った場合」等とせず、）規制当局の裁量によって決定とした場合は、この差異は解消されるといえよう。現に、バーゼル委が2011年1月13日に公表したバーゼルⅢの追加規制（その他 Tier1 及び Tier2 にコンティンジェント・キャピタル条項の付加を要求）では、トリガー事由を規制当局の裁量によって決定することとしている<sup>17</sup>。

規制当局のベイルイン・パワー

最終報告は、規制当局に対し、以下のようなベイルイン・パワーを付与することを提案している。

- プライマリー・ベイルイン・パワー：銀行の破綻処理において、他の負債に先んじて、「ベイルイン・ボンド」に損失を負担させる権限
- セカンダリー・ベイルイン・パワー：銀行の破綻処理において、必要な場合、その他すべての無担保債務に損失を負担させる権限

ベイルイン・ボンドー Tier2資本商品及びコンティンジェント・キャピタル

ICBは、長期（12ヶ月以上）の無担保債務をもって、プライマリー・ベイルイン・パワーにて損失を負担させることができる「ベイルイン・ボンド」と定義している。最終報告では、Tier2資本商品とコンティンジェント・キャピタルはともに、このベイルイン・ボンドに含まれることとされている。

コンティンジェント・キャピタルの発行に関する提案はなし

もっとも、ICBは、コンティンジェント・キャピタルの発行については、何らの提案もしていない。この理由として、コンティンジェント・キャピタルのデザインや効果に関する一般的なコンセンサスの不在を挙げている。

14 ベイルインに係る国際的な議論の概要は、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「システム上重要な金融機関の破綻処理の市中協議文書」（金本悠希）[2011年9月30日]

15 ベイルイン債務の概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「英国、リテール銀行部門に資本サーチャージ？」（鈴木利光）[2011年4月28日]

16 コンティンジェント・キャピタルの概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「EU、バーゼルⅢ導入の法案公表（CRDIV）」（鈴木利光）[2011年8月2日]

◆大和総研レポート「英国、リテール銀行部門に資本サーチャージ？」（鈴木利光）[2011年4月28日]

17 バーゼルⅢの追加規制の概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「英国、リテール銀行部門に資本サーチャージ？」（鈴木利光）[2011年4月28日]

ベイルイン・パワーの導入はカバード・ボンド市場を活性化？

こうしたベイルイン・パワーの導入は、カバード・ボンド市場を活性化させるのではないかと報道されている<sup>18</sup>。というのは、カバード・ボンドは債権担保付社債の一種であり、ベイルイン・パワーの対象である「無担保債務」には該当しないと考えられているためである。

### (5) PLAC (Primary Loss-Absorbing Capacity)

資本 (capital) + ベイルイン・ボンド

最終報告は、資本 (capital) とベイルイン・ボンドを合わせて、PLAC (Primary Loss-Absorbing Capacity) と定義している。

PLAC≒自己資本比率

この PLAC は、バーゼルⅢ (及び G-SIBs サーチャージ) やスイス・フィニッシュ (スイスにおける銀行の自己資本規制枠組みの提案)<sup>19</sup>にあてはめて考えた場合、「自己資本比率」 (Tier1+Tier2) と言い換えることが可能であろう (図表 2)。

図表 2 パーゼルⅢ及びスイス・フィニッシュ

バーゼルⅢ			スイス・フィニッシュ		
最低所要水準	8%	普通株等Tier1 4.5% その他Tier1 1.5% Tier2 2%	最低所要水準	4.5%	普通株等Tier1
資本保全バッファ	2.5%	普通株等Tier1	資本保全バッファ	8.5%	普通株等Tier1 5.5% (Minimum) CoCos(※) 3%(Max) (転換トリガー:普通株等Tier1比率7%)
G-SIBsサーチャージ	1~2.5%	普通株等Tier1	プログレッシブ・コンポーネント (SIBsのみ)	6%	CoCos(※) (転換トリガー:普通株等Tier1比率5%)

(注) カウンターシクリカルな資本バッファは考慮に入れないものとする。

(※) CoCosは最低 Tier2 の要件を満たす必要がある。

(出所) スイス連邦政府資料を参考に大和総研ロンドンリサーチセンター作成

バーゼルⅢ (及び G-SIBsサーチャージ) を上回る自己資本比率

最終報告は、この PLAC について、以下のような提案をしている。

- 2.5%の G-SIBs サーチャージが適用される UK ヘッドクォーターの G-SIBs、及び RWAs の対 UK GDP 比が 3%以上のリングフェンス銀行は、17%以上の PLAC を維持しなければならない (対 RWAs)
- 2.5%を下回る G-SIBs サーチャージが適用される UK ヘッドクォーターの G-SIBs、及び RWAs の対 UK GDP 比が 1%以上 3%以下のリングフェンス銀行は、10.5%以上 17%以下 (スライド) の PLAC を維持しなければならない (対 RWAs)

「PLAC17%以上」の内訳

上記、2.5%の G-SIBs サーチャージが適用される UK ヘッドクォーターの G-SIBs、及び RWAs の対 UK GDP 比が 3%以上のリングフェンス銀行を対象とした 17%以上の PLAC の内訳は、図表 3 のとおりである。

18 FT.com “UK bank body aims to prioritise depositors” [2011年9月13日]参照

19 スイス・フィニッシュの概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「英国、リテール銀行部門に資本サーチャージ？」 (鈴木利光) [2011年4月28日]

図表 3 「PLAC17%以上」の内訳

UK G-SIBs(2.5% G-SIBs サーチャージ適用対象行)			リングフェンス銀行(RWAs/UK GDP≥3%)		
最低所要水準	8%	普通株等Tier1 4.5%	最低所要水準	8%	普通株等Tier1 4.5%
		その他Tier1 1.5%			その他Tier1 1.5%
		Tier2 2%			Tier2 2%
資本保全バッファ(※)	6.5%	普通株等Tier1 2.5%	資本保全バッファ(※)	6%	普通株等Tier1 2.5%
		ペイルイン・ボンド 4% (=17%-13%)			ペイルイン・ボンド 3.5% (=17%-13.5%)
G-SIBsサーチャージ	2.5%	普通株等Tier1	リングフェンス・バッファ	3%	普通株

(注) カウンターシクリカルな資本バッファは考慮に入れないものとする。

(※) この「資本保全バッファ」のカテゴリは、ICBによるものではなく、バーゼルⅢ及びスイス・フィニッシュに合わせた。

(出所) ICB 資料を参考に大和総研ロンドンリサーチセンター作成

「PLAC10.5%以上 17%以下 (スライド)」の内訳  
これに対し、2.5%を下回る G-SIBs サーチャージが適用される UK ヘッドクォーターの G-SIBs、及び RWAs の対 UK GDP 比が 1%以上 3%以下のリングフェンス銀行を対象とした 10.5%以上 17%以下 (スライド) の PLAC の内訳 (サンプル) は、図表 4 のとおりである (図表 1 も合わせて参照されたい)。

図表 4 「PLAC10.5%以上 17%以下 (スライド)」の内訳：サンプル

リングフェンス銀行(RWAs/UK GDP=1%)			UK G-SIBs(1.5% G-SIBs サーチャージ適用対象行)			リングフェンス銀行(RWAs/UK GDP=3%)		
最低所要水準	8%	普通株等Tier1 4.5%	最低所要水準	8%	普通株等Tier1 4.5%	最低所要水準	8%	普通株等Tier1 4.5%
		その他Tier1 1.5%			その他Tier1 1.5%			
		Tier2 2%			Tier2 2%			
資本保全バッファ(※)	2.5%	普通株等Tier1 2.5%	資本保全バッファ(※)	2.5%	普通株等Tier1 2.5%	資本保全バッファ(※)	6%	普通株等Tier1 2.5%
								ペイルイン・ボンド 3.5% (=17%-13.5%)
リングフェンス・バッファ	0%	普通株	G-SIBsサーチャージ	1.5%	普通株等Tier1	リングフェンス・バッファ	3%	普通株

(注 1) カウンターシクリカルな資本バッファは考慮に入れないものとする。

(注 2) リングフェンス銀行が、単体ベースで、G-SIBs に該当する場合、リングフェンス・バッファと G-SIBs サーチャージのいずれか高いほうのみが適用される (P9 参照)。

(※) この「資本保全バッファ」のカテゴリは、ICBによるものではなく、バーゼルⅢ及びスイス・フィニッシュに合わせた。

(出所) ICB 資料を参考に大和総研ロンドンリサーチセンター作成

「PLAC17%以上」⇒ペイルイン・ボンド  
図表 3・4 からわかるように、PLAC を 17%以上維持すること (対 RWAs) が要求される銀行は、その内訳としてペイルイン・ボンドを組み入れる必要性が生じる。

ペイルイン・ボンド、新たに発行する必要はない？  
このペイルイン・ボンドであるが、報道によると、銀行は新たに発行する必要はないということである。その代わりに、既存のボンドを破綻処理時にはペイルイン可能とする法改正をすることにより、最終報告の提案する要求は満たされるということである。ICB 委員長のジョン・ヴィッカーズ卿が銀行に対して非公式に保証したという<sup>20</sup>。この点については、法制化の段階で明確化する必要がある。

PLACを下回った場合 ⇒社外流出の制限  
なお、PLAC を下回った場合の対応としては、バーゼルⅢと同様に、配当やボーナス等の社外流出の制限が想定されている。

20 CITY A.M. “Banks in sigh of relief over Vickers rules” [2011 年 9 月 29 日]参照

## (6) 破綻処理バッファ

監督当局の裁量で  
PLACを拡張（UKヘッド  
クォーターのG-SIBs  
とRWAs/UK GDP $\geq$ 1%の  
リングフェンス銀行  
が対象）

最終報告では、破綻処理バッファについて、以下のような提案をしている。

- 監督当局は、秩序立った破綻処理（orderly resolution：金融の安定に対するインパクトを最小化し、納税者負担を回避する方法での破綻処理）の実現可能性に懸念が認められる場合、UK ヘッドクォーターの G-SIBs、及び RWAs の対 UK GDP 比が 1%以上のリングフェンス銀行に対し、PLAC を最大 3%加重する破綻処理バッファを賦課することができる
- 監督当局は、その裁量により、破綻処理バッファのボリューム（0%～3%）、そのフォーム（例：ベイルイン・ボンド）、グループ内でいずれの銀行にそれを賦課するか、連結ベースと単体ベースのいずれによって賦課するかを決定する

「PLAC17%以上」⇒  
「PLAC20%以上」

破綻処理バッファは、PLAC を拡張するという帰結をもたらす。したがって、17%以上の PLAC を保有すること（対 RWAs）が要求される銀行（図表 3 参照）に対して 3%の破綻処理バッファが賦課された場合、当該銀行が維持すべき PLAC（対 RWAs）は 20%以上ということになる。

普通株、ベイルイン・  
ボンドその他のPLAC

ICB は、破綻処理バッファのフォームを特定することはせず、その決定を監督当局の裁量に委ねることとしている。最終報告にて提示しているサンプルでは、普通株ではなく、ベイルイン・ボンドを破綻処理バッファのフォームに指定している。なお、最終報告では、破綻処理バッファとカウンターシクリカルな資本バッファとの関連性については言及されていない。

## (7) 預金者優先

付保預金の預金者>  
無担保債権者

最終報告では、預金者優先について、以下のような提案をしている。

銀行の破綻処理において、付保預金の預金者は、その他すべての無担保債権者よりも優先的に保護される

秩序だった破綻処理  
に有益

預金者優先は、無担保債権者に損失を負担させ、預金保険の支払可能性を減少させるという点で、納税者負担の回避に資するものといえよう。

年金ファンドが付保  
預金に劣後

この預金者優先の導入については、銀行の年金ファンドが付保預金に劣後してしまうという問題が提起されている<sup>21</sup>。というのは、年金ファンドの管理主体であるトラスティは、一般的には無担保債権者であるためである。

リスクテイクの再検  
討を奨励

ICB もこの問題を認識しているが、預金者優先は年金ファンドにリスクテイクを再検討させるインセンティブを与えるという点で、ポジティブな影響をもたらすとしている。

21 Risk.net “Bank pension schemes compromised by Vickers report” [2011年10月6日]参照

## 4. 施行時期

バーゼルⅢと同じく  
2019年1月から施行

ICBは、最終報告で提案したリングフェンス及び損失吸収力の強化の施行時期を、バーゼルⅢに合わせて、2019年1月と提示している。

2015年5月までには法  
制化

オズボーン財務相は、最終報告公表日（2011年9月12日）のスピーチにて、2011年末までに正式な返答をしたうえで、現政権の任期が満了する2015年5月までに最終報告の提案を法制化する旨述べている。

## 5. コンプライアンス・コスト

£40億～£70億（年  
間）

ICBは、最終報告の提案を実施することによって銀行に生じるコスト（インダストリー・レベル）を、40億ポンドから70億ポンド（年間）と見積もっている。これは、英国4大銀行の資産（計4.4兆ポンド）の0.09%から0.16%にあたる。このコストのうち、少なくとも半分以上は、政府保証の削減によって生じるものとしている。

ボーナスでカバー可  
能という指摘

報道によると、ジョン・ヴィッカーズ卿は、この40億ポンドから70億ポンドというコストは、銀行の高給役職員（トレーダー等）に対するボーナスでまかなうことが可能であると指摘したということである<sup>22</sup>。

## 6. おわりに

リングフェンスの「ロ  
ケーション」が目玉

最終報告の公表後の反響からは、中間報告の時点では明らかにされていなかった、リングフェンスのデザイン、中でもその「ロケーション」が最大の注目を集めていたことが再確認された。

UK銀行は柔軟な「ロケ  
ーション」を歓迎

前述したように、ICBは、リングフェンスの「ロケーション」について、許容サービスを設けることによって、一定の柔軟性を確保している（P5参照）。このような「ロケーション」の柔軟性は、当然のことながら、UKの銀行業界から歓迎されている<sup>23</sup>。

ワイド⇄ナロー

英国4大銀行に目を向けると、リングフェンスの「高さ」にかんがみて、Barclays及びRBSはナローなリングフェンスを、LBG及びHSBCはワイドなリングフェンスを選択することが推測される<sup>24</sup>。

資金調達のスストラク  
チャーから生じる嗜  
好の違い

このような指向の違いは、資金調達のスストラクチャーの違いから生じる。Barclays及びRBSは、法人からの預金預入（許容サービス）をインベストメント・バンキング（禁止サービス）の資金として運用することから、許容サービスをリングフェンスに含めないことを望むのが合理的だと考えられる。これに対して、HSBCは、個人及びSMEからの預金預入（強制サービス）をコーポレート・バンキング（許容サービス）の資金として運用することから、許容サービスをリングフェンスに含めることを望むのが合理的だと考えられる。そして、リテール・バンキングを中心に展開するLBGは、リテール・バンキング専門に近いことから、許

22 FT.com “Commission takes care to protect taxpayer” [2011年9月12日]参照

23 FT.com “Diamond gives surprise welcome to Vickers” [2011年9月13日]参照

24 The Telegraph “Sir John Vickers’ ICB report: bank relief at ‘flexible’ ring-fence” [2011年9月12日]参照

容サービスをリングフェンスに含めることを望むのが合理的だと考えられる<sup>25</sup>。

#### 国際的な議論ではリビング・ウィルが主流

このリングフェンスの提案に対しては、中間報告の時点から、いわゆる「リビング・ウィル (living wills)」<sup>26</sup>の導入をもって、納税者負担なき破綻処理という同一の目的をより低コストで実現できるという批判がなされている<sup>27</sup>。リングフェンスが英国独自の提案であるのに対し、リビング・ウィルはG20の合意<sup>28</sup>であることも、こうした批判の根拠となっている。

#### リングフェンスとリビング・ウィルは相互補完的

こうした批判に対して、ICBは、リングフェンスとリビング・ウィルの間に代替性はなく、両者は相互補完的であると反論している。というのは、リビング・ウィルの策定には複雑なストラクチャーを秩序だった破綻処理の障害として浮かび上がらせる作用があり、リングフェンスはその障害を克服するための手段の一つといえるためである。

#### 銀行税と目的が重複

リビング・ウィルの他に、ICBの最終報告と同一の目的を有する制度としては、英国の銀行税 (Bank Levy)<sup>29</sup>が挙げられる。2011年1月から導入された銀行税の政策目的の一つは、システミック・リスクの負担に対する銀行セクターの公平かつ実質的な貢献の確保、すなわち金融危機時のベイルアウト・コスト (納税者負担) の回収である。これは、納税者負担なき破綻処理というICBの最終報告の目的と実質的に同一といえる。

#### 銀行税、撤廃か

銀行税がベイルアウトの存在を前提としているのに対し、ICBの最終報告はベイルアウトの廃止を前提としている。そのため、ICBメンバーのビル・ウィンターズ氏は、政府に対し、最終報告の提案が法制化されることを前提として、銀行税の撤廃を呼びかけている<sup>30</sup>。

#### 国際的にオリジナルな「UKフィニッシュ」

そして、損失吸収力の強化のうち、最大17%から20%以上 (カウンターシクリカルな資本バッファーを除く)のPLACの保有 (対RWAs)を要求するという提案は、バーゼルⅢ (及びG-SIBsサーチャージ)の要求を上回るものであり、かつ、リングフェンスの提案ともあいまって、「UKフィニッシュ」とでも呼べるような、独自の様相を呈している。この提案に対しては、UK銀行の国際的な競争力の低下を招くという批判<sup>31</sup>や、「シャドバンキングシステム」<sup>32</sup>の活性化を促すという批判<sup>33</sup>がなされている。

今回の最終報告の公表は、ICBが発足した2010年6月から15ヶ月にわたって待望された末のものであった。もっとも、これが実際に法制化されるまでの間には、国際的な金融規制改革の議論とあいまって、最終報告の提案があらためて検証される機会が訪れるであろう。(以上)

25 リングフェンスに関する個別銀行の動向については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和証券キャピタル・マーケットズレポート「英国金融規制改革の動向 事業分離、追加資本賦課ともに、従来の懸念ほどのネガティブ感はない」(瀧文雄)[2011年4月18日]

26 金融機関の経営が危機に陥った場合に備えた再建・破綻処理計画 (Recovery and Resolution Plans)をいう。

27 英国銀行協会 (BBA) “BBA statement on Treasury Committee’s report on ICB” [2011年7月20日]等参照

28 リビング・ウィルに関する国際的な議論の概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「英国、『リビング・ウィル』の実施へ」(鈴木利光)[2011年9月22日]

29 英国の銀行税の概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「英国の銀行税、2011年分の軽減税率を廃止」(鈴木利光)[2011年2月14日]

30 FT.com “Vickers member calls for repeal of bank levy” [2011年9月14日]参照

31 FT.com “Taming the banks: long overdue or utter folly?” [2011年9月13日]参照

32 シャドバンキングシステムの概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研調査季報 2011年 秋季号 Vol.4 「『シャドバンキングシステム』に対する規制の議論」(鈴木利光)

33 FT.com “UK bank reforms nudge risk into the shadows” [2011年9月12日]参照